

令和 8 年 6 月 1 日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和8年6月1日（月） 16時00分から16時25分まで
- 2 会議場所 長崎市役所5階 第1委員会室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名 第73号議案 選挙人名簿の抹消について（死亡）
第74号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過）
第75号議案 選挙人名簿の登録について
第76号議案 直接請求に必要な選挙権を有する者の数について
第77号議案 在外選挙人名簿の抹消について（国内転入後4箇月経過）
第78号議案 在外選挙人名簿の登録について
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

委 員 長	【16：00開会】 ただいまから、選挙管理委員会を開催する。
事 務 局	【第73号議案】選挙人名簿の抹消について（死亡） 公職選挙法第28条第1号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、406人については、死亡が確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 173人 女 233人 計 406人）
委 員 長 委 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第73号議案可決）
事 務 局	【第74号議案】選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過） 公職選挙法第28条第2号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、511人については、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 265人 女 246人 計 511人）
委 員 長 委 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第74号議案可決）
事 務 局	【第75号議案】選挙人名簿の登録について 公職選挙法第21条第1項又は第2項の規定により、選挙人名簿への登録資格を有する者については、同法第22条第1項の規定により、令和8年6月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する2,148人について、令和8年6月1日に選挙人名簿に登録する。
委 員 長 委 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。

事務局	(第 7 5 号議案可決) 【第 7 6 号議案】直接請求に必要な選挙権を有する者の数について 令和 8 年 6 月 1 日現在における直接請求に必要な選挙権を有する者の数は次のとおりとなるので、その旨を同日に告示する。 <table border="0"> <tr> <td>1 選挙権を有する者の総数</td><td>3 2 9, 2 8 7</td></tr> <tr> <td>2 選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数</td><td>6, 5 8 6</td></tr> <tr> <td>3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数</td><td>5 4, 8 8 2</td></tr> <tr> <td>4 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数</td><td>1 0 9, 7 6 3</td></tr> </table> 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第 7 6 号議案可決)	1 選挙権を有する者の総数	3 2 9, 2 8 7	2 選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数	6, 5 8 6	3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数	5 4, 8 8 2	4 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	1 0 9, 7 6 3
1 選挙権を有する者の総数	3 2 9, 2 8 7								
2 選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数	6, 5 8 6								
3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数	5 4, 8 8 2								
4 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	1 0 9, 7 6 3								
委員長									
事務局	【第 7 7 号議案】在外選挙人名簿の抹消について（国内転入後 4 箇月経過） 公職選挙法第 3 0 条の 1 1 第 2 号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者のうち、1 名については、国内の市町村に新たに住所が定められた日後 4 箇月を経過したことが確認されたので、在外選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 1 人 女 0 人 計 1 人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第 7 7 号議案可決)								
委員長									
事務局	【第 7 8 号議案】在外選挙人名簿の登録について 公職選挙法第 3 0 条の 6 第 1 項及び第 2 項の規定により、在外選挙人名簿に登録される資格を有する者からの申請を受理したので、在外選挙人名簿に登録する。 登録者（男 0 人 女 1 人 計 1 人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第 7 8 号議案可決)								
委員長									
これをもって、選挙管理委員会を閉会する。 【 1 6 : 2 5 閉会】									